

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月20日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 藤川 克己
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	050-4561-2573
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・中国株ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券の金額】	上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・中国株ファンド

（愛称：悟空、以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

① 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入
有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社（照会先は「(12) その他 ⑥ その他」をご覧ください。）または委託会社が指定する販売会社（販売会社については委託会社にご照会ください。）にお問合せください。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%（税抜3.00%）です。詳しくは販売会社にお問合せください。

収益分配金再投資の際および確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

（７）【申込期間】

2026年8月21日から2027年2月19日まで

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込の取扱いを行います。

（９）【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

① 取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 確定拠出年金制度の利用による取得申込者の制限について

確定拠出年金法に基づいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンドの取得申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用指図に基づいてファンドの取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等に限るものとします。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

⑤ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

⑥ その他

お問合せ先



第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】****① ファンドの目的**

ファンドは、主として中国で事業展開を行う企業の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／海外／株式に属します。商品分類については一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産 ()
追加型	内外	資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 () 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	 あり () なし

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

株式一般	目論見書または投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいい、大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1 長期的な成長トレンドが予測される中国の企業に投資することで、高い収益を獲得することを目指します。

- ・ 中国の経済成長より高い成長が期待される企業に主に投資します。

ファンドは、一般社団法人資産運用業協会規則に定められている「特化型運用」を行うファンドに該当します。ファンドが投資対象とする中国の株式の中には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在します。ファンドが当該支配的な銘柄に集中して投資することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、投資信託財産に大きな損失が生じることがあります。

2 売上の大半を中国大陆が占め、実質的な経営拠点が中国大陆にある中国関連企業を投資対象とします。

- ・ ファンドは主として香港（H株、レッドチップ）、上海、深セン市場に上場する企業に投資します。
- ・ グレーターチャイナ（中国、香港、台湾）市場はもとより、上記の条件を満たしている、シンガポールやニューヨーク、ナスダック等中国以外の市場に上場している中国関連企業も対象となります。
- ・ MSCIチャイナ インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）※をベンチマークとして運用を行います。
- ・ 原則として為替ヘッジは行いません。

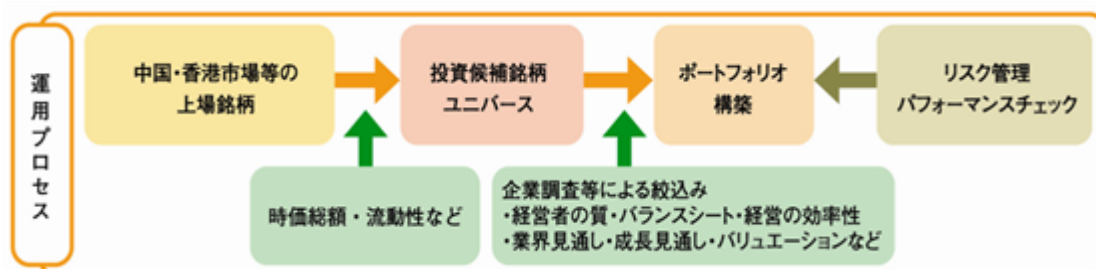
※MSCIチャイナ インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

3 アムンディ・ホンコン・リミテッドに運用指図の権限を委託します。

- ・ グロース戦略を採用し、厳選された銘柄によるポートフォリオの構築を行います。

《ファンドの運用プロセス》

銘柄選択に際しては、時価総額・流動性などを考慮し投資候補銘柄ユニバースを決定した上で、徹底した企業調査等による絞込みを行います。またマクロ経済の見通し・分析と融合させることで、ファンドの中長期的な成長を目指します。



*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

アムンディ・ホンコン・リミテッド（ファンドの投資顧問会社）

- 1982年に設立され、アムンディのアジアにおける資産運用拠点として運用実績を有します。
- アジア太平洋市場の専門家として米国・日本・欧州等の機関投資家、年金基金ならびに個人投資家を主要顧客とし、各種金融商品を提供しています。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

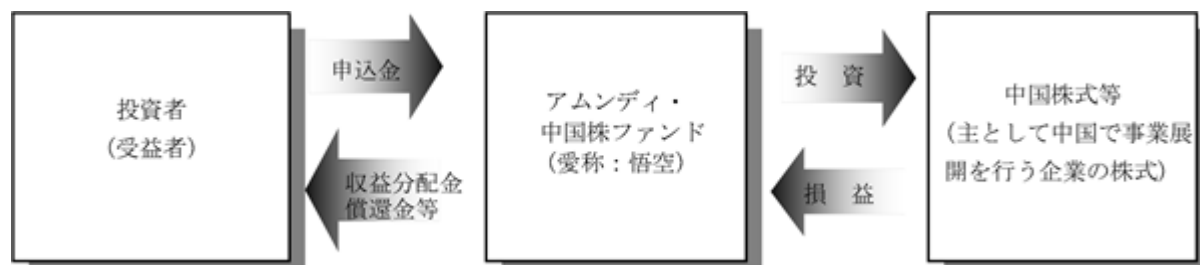
2003年10月31日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2010年7月1日 ファンドの名称を「S G 中国株ファンド」から「アムンディ・中国株ファンド」に変更

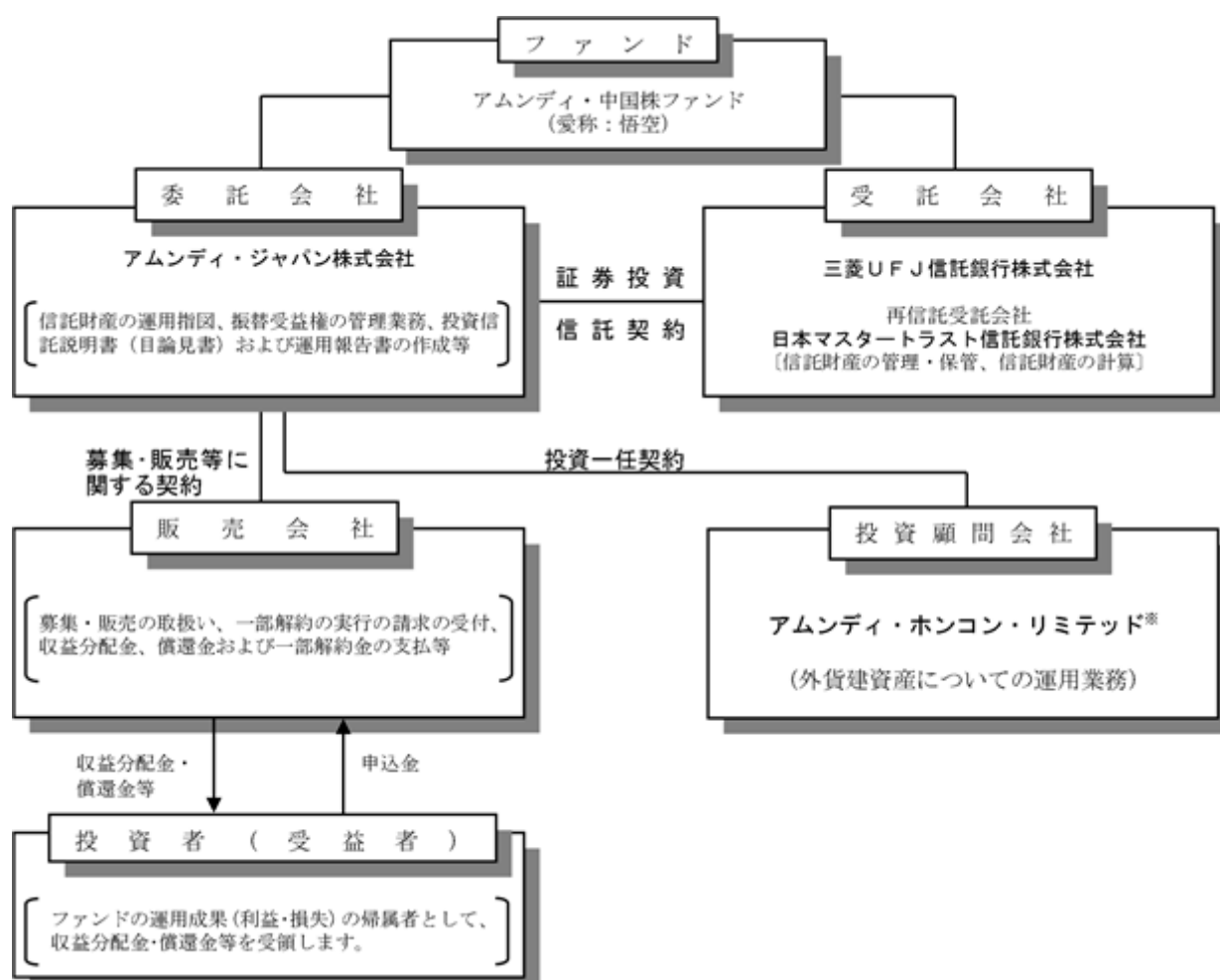
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

(イメージ図)



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人

※アムンディ・ホンコン・リミテッドはファンドの投資顧問会社です。アムンディ・ホンコン・リミテッドは「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」第2条第1号の規定、および「金融商品取引法施行令」第16条の12第2号の規定により「外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者」に該当し、委託会社はファンドの運用指図の権限を委託します。

<<各契約の概要>>

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
投資一任契約	委託会社と投資顧問会社の間で締結する、委託会社から運用指図権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 リソナアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 運用方針

ファンドは、主として中国で事業展開を行う企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標として、積極的な運用を行います。

② 投資態度

- (イ) 主として中国で事業展開を行う企業の株式に積極的に投資します。
- (ロ) 運用にあたっては、アムンディ・ホンコン・リミテッドに外貨建資産の運用指図に関する権限を委任します。
- (ハ) 株式組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ニ) M S C I チャイナ インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとして運用を行います。
- (ホ) 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

- ロ.デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (a)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (b)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (c)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (d)外国金融商品市場において行う取引であって、(a)から(c)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (e)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (f)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (g)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (h)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (i)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(a)から(h)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

② 投資対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券

- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - (f) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (h) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (i) 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (j) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)から(k)の証券または証書の性質を有するもの
 - (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (n) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - (q) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (t) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (u) 外国の者に対する権利で (t)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で(e)の権利の性質を有するもの

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他

- (a) 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- (b) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第

28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

- (c) スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (d) 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (e) 信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- (f) 信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。
- (g) 公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは担保の提供を行うものとします。
- (h) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

（３）【運用体制】

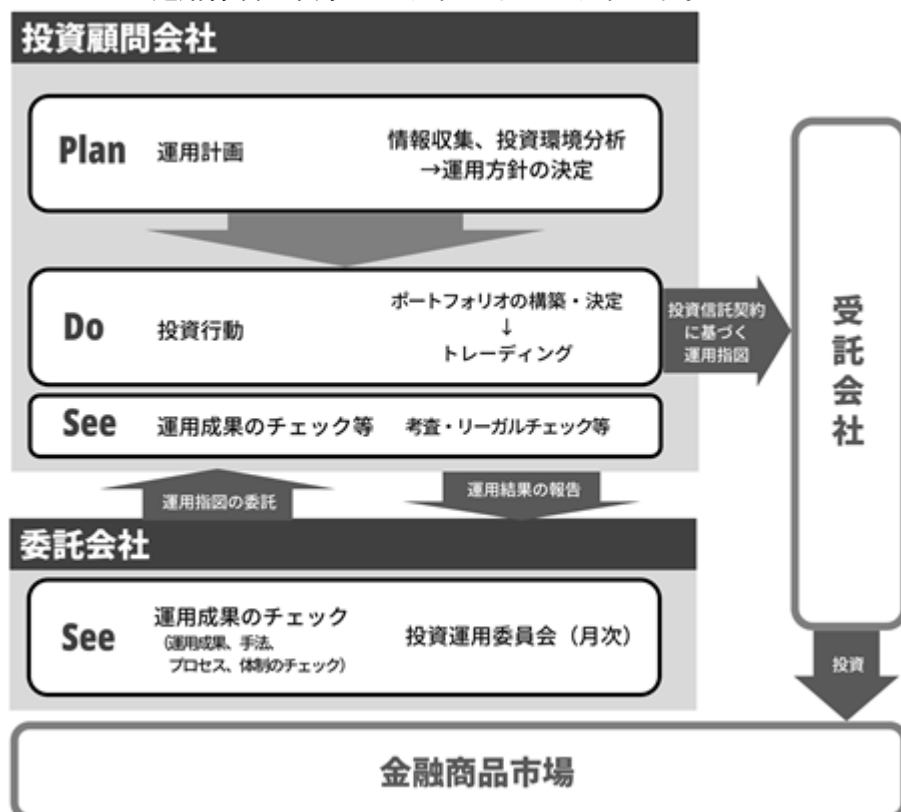
①投資戦略の決定および運用の実行

アムンディ・ホンコン・リミテッドをファンドの投資顧問会社とし、委託会社は運用指図の権限を委託します。

②運用結果の評価

月次で開催する投資運用委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



＊委託会社の運用成果のチェック：投資運用委員会（8名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施
投資顧問会社・・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

※上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（年１回。原則として11月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

（a）分配対象額

分配対象額は経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（b）分配対象額についての分配方針

収益分配金額は委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（c）留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（d）留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

② 収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付を自動的に行います。

●収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

① 信託約款に基づく投資制限

- （イ）株式への投資割合には、制限を設けません。
- （ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- （ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ニ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- （ホ）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以内とします。
- （ヘ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ト）同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （チ）スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （リ）金利先渡し取引および為替先渡し取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ヌ）デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- （ル）信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- （ヲ）信託財産に属さない公社債を売付ける場合、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことができるものとします。ただし、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ワ）公社債を借入れる場合、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （カ）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令等に基づく主な投資制限

同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は、預貯金とは異なります。

①価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

②カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。特に、中国のような新興国への投資には、先進国と比べ大きなカントリーリスクを伴います。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため、外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。一般に中国株式は、先進国の株式と比べ、市場規模や取引量が小さいため、相対的に流動性リスクが高いと考えられます。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

- ・ファンドの繰上償還
ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合、信託を終了させることがあります。
- ・特化型運用について
ファンドは特化型運用を行います。特化型運用においては特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- ・換金の中止
金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込の受付、および買取請求の受付が中止されることがあります。
- ・流動性リスクに関する留意事項
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

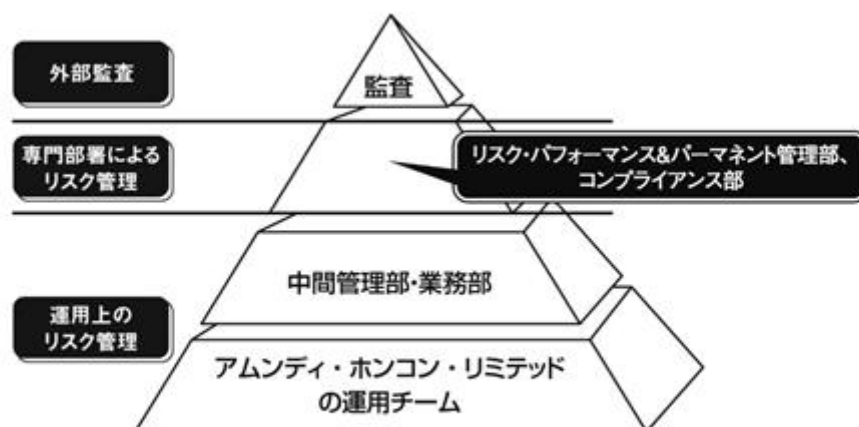
投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資顧問会社のリスク管理について

《ファンドの投資顧問会社であるアムンディ・ホンコン・リミテッドのリスク管理体制》

アムンディ・ホンコン・リミテッドのリスクモニターおよびリスク管理体制は次の3段階で行っています。



- ・運用上のリスク管理
ファンドの運用を担当するアムンディ・ホンコン・リミテッドの運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性やパフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。加えて、ポートフォリオに対する法令遵守、顧客の制約条件、社内規程の遵守状況の確認を行います。
- ・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス&パーマネント管理部は、社内規制のモニタリングとして、市場リスクおよび運用監査の2項目のチェックを行います。ファンドマネージャーとは別のレポートラインを持つことで、独立性が確保されています。

また、コンプライアンス部は、規則、コンプライアンス規範遵守および専門性の維持を図る一方で、顧客利益、市場の公正および資産運用の独立性を監督します。

- ・ 外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディ・アセットマネジメントの母体）およびアムンディ・アセットマネジメントの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

(4) 委託会社のリスク管理について

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・ 運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

- ・ 運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

なお、流動性リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

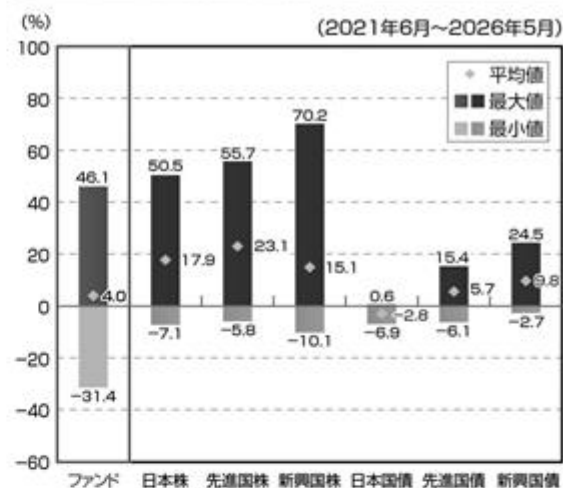
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②のグラフは2021年6月から2026年5月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P X が有します。J P X は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P X は責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

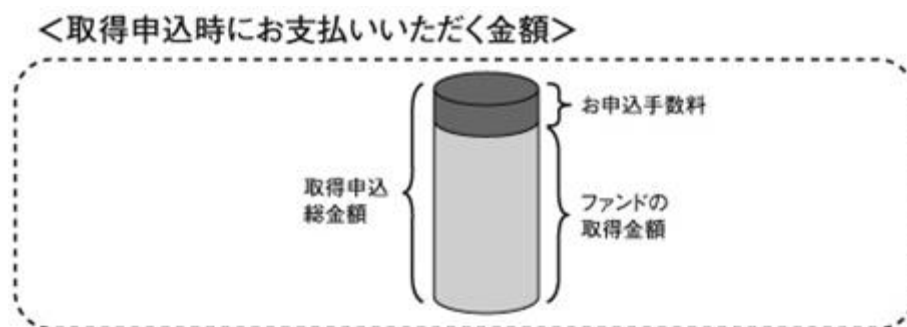
（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.00%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、収益分配金を再投資する場合および確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、申込手数料はありません。

詳しくは販売会社にお問合せください。



販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。



（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、信託財産留保額[※]として一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を控除します。

※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で、信託財産に留保されます。

（3）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.87%（税抜1.700%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。

〔信託報酬の配分〕

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.800%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.800%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.100%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

委託会社の報酬には、アムンディ・ホンコン・リミテッドへの投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に年率0.800%以内を乗じて得た金額）が含まれています。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

◆費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2026年4月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税[※]または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税[※]が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）
----	---------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15.315%）
----	---------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

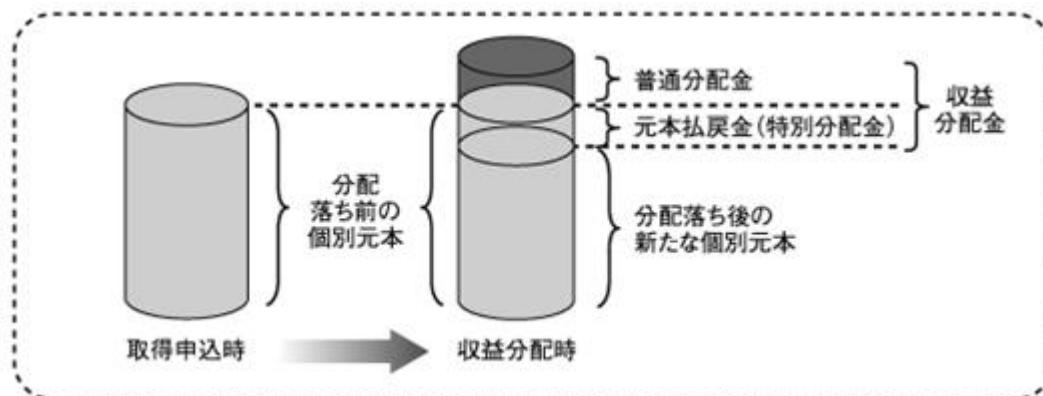
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）[※]を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

（参考情報）ファンドの総経費率

（対象期間:2024年11月21日～2025年11月20日）

総経費率(① + ②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.23%	1.87%	0.36%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2026年5月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（1）【投資状況】

2026年5月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	スイス	20,656,897	1.45
	ケイマン諸島	596,316,016	41.89
	香港	28,353,960	1.99
	中国	667,076,994	46.86
	小計	1,312,403,867	92.20
投資証券	ルクセンブルク	70,362,710	4.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	40,622,013	2.85
合計(純資産総額)		1,423,388,590	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

2026年5月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	21,500	12,151.89	261,265,749	8,644.50	185,856,750	13.05
2	ケイマン 諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	一般消費財・サービ ス流通・小売り	58,400	3,181.17	185,780,679	2,477.41	144,680,861	10.16
3	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORP	銀行	427,800	165.36	70,742,805	172.48	73,788,313	5.18
4	ルクセン ブルク	投資証券	AMUNDI FUNDS CHINA NEW ENERGY Z3	—	299.782	210,511.15	63,107,454	234,712.92	70,362,710	4.94
5	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	保険	34,000	1,183.78	40,248,792	1,205.14	40,974,930	2.87
6	中国	株式	ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD-A	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	1,360	11,490.25	15,626,753	28,172.77	38,314,969	2.69
7	中国	株式	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA	銀行	282,310	131.32	37,073,764	134.04	37,841,002	2.65
8	中国	株式	SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD -A	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	9,700	1,570.91	15,237,881	3,189.80	30,941,110	2.17
9	ケイマン 諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	6,948	4,385.30	30,469,092	3,919.51	27,232,811	1.91
10	ケイマン 諸島	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	44,600	789.59	35,216,107	580.91	25,908,604	1.82
11	中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自動車部品	13,900	2,034.56	28,280,397	1,836.70	25,530,158	1.79
12	中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	238,000	95.07	22,628,127	104.34	24,833,920	1.74
13	香港	株式	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	半導体・半導体製造 装置	7,000	1,803.12	12,621,888	3,457.80	24,204,600	1.70
14	ケイマン 諸島	株式	BAIDU INC-CLASS A	メディア・娯楽	8,650	2,639.46	22,831,387	2,554.70	22,098,190	1.55
15	中国	株式	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOL	資本財	1,500	10,442.75	15,664,139	14,583.78	21,875,670	1.53
16	スイス	株式	BEONE MEDICINES LTD	医薬品・バイオテク ノロジー・ライフサイ エンス	5,800	4,385.30	25,434,763	3,561.53	20,656,897	1.45
17	中国	株式	SHENNAN CIRCUITS CO LTD-A	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	2,190	5,228.46	11,450,344	9,366.23	20,512,046	1.44
18	中国	株式	CITIC SECURITIES CO LTD	金融サービス	40,000	563.01	22,520,448	511.34	20,453,904	1.43
19	ケイマン 諸島	株式	KINGBOARD LAMINATES HOLDINGS LTD	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	17,500	235.13	4,114,782	1,149.21	20,111,175	1.41
20	中国	株式	WEICHAH POWER CO LTD-H	資本財	23,000	440.76	10,137,660	857.12	19,713,935	1.38
21	中国	株式	CENTRE TESTING INTL GROUP-A	商業・専門サービス	52,710	323.58	17,056,418	342.63	18,060,466	1.26
22	中国	株式	VICTORY GIANT TECHNOLOGY H-H	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	1,900	6,226.14	11,829,667	8,912.98	16,934,677	1.18
23	ケイマン 諸島	株式	MINTH GROUP LTD	自動車・自動車部品	21,600	691.18	14,929,534	766.00	16,545,695	1.16
24	中国	株式	JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLO-A	資本財	16,400	864.51	14,178,075	952.89	15,627,506	1.09
25	中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	68,000	190.28	12,939,605	219.26	14,910,034	1.04
26	ケイマン 諸島	株式	MEITUAN-B	消費者サービス	9,460	1,829.25	17,304,767	1,490.92	14,104,122	0.99
27	中国	株式	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	資本財	1,440	9,490.67	13,666,568	9,775.42	14,076,607	0.98
28	ケイマン 諸島	株式	CHINA RESOURCES LAND LTD	不動産管理・開発	19,555	596.36	11,661,992	701.32	13,714,375	0.96
29	中国	株式	DELTON TECHNOLOGY GUANGZH-H	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	3,600	1,726.05	6,213,789	3,762.90	13,546,440	0.95
30	中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	23,000	613.60	14,112,925	580.91	13,360,939	0.93

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	1.70
		エネルギー	1.04
		素材	1.78
		資本財	8.21
		商業・専門サービス	1.26
		運輸	0.66
		自動車・自動車部品	3.45
		耐久消費財・アパレル	0.59
		消費者サービス	1.98
		メディア・娯楽	16.72
		一般消費財・サービス流通・小売り	11.41
		生活必需品流通・小売り	0.37
		食品・飲料・タバコ	1.36
		ヘルスケア機器・サービス	0.24
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.46
		銀行	9.88
		金融サービス	2.43
		保険	4.25
		ソフトウェア・サービス	0.89
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13.81
		半導体・半導体製造装置	5.59
投資証券	外国	—	4.94
合計			97.14

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2026年5月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13期計算期間末（2016年11月21日）	2,113,969,104	2,113,969,104	1.8840	1.8840
第14期計算期間末（2017年11月20日）	2,365,017,750	2,365,017,750	2.6472	2.6472
第15期計算期間末（2018年11月20日）	1,910,655,882	1,910,655,882	2.2459	2.2459
第16期計算期間末（2019年11月20日）	1,902,674,500	1,902,674,500	2.3418	2.3418
第17期計算期間末（2020年11月20日）	1,978,507,160	1,978,507,160	2.9429	2.9429
第18期計算期間末（2021年11月22日）	2,172,456,087	2,172,456,087	2.8319	2.8319
第19期計算期間末（2022年11月21日）	1,852,617,576	1,852,617,576	2.2658	2.2658
第20期計算期間末（2023年11月20日）	1,761,265,726	1,761,265,726	2.2360	2.2360
第21期計算期間末（2024年11月20日）	1,466,555,494	1,466,555,494	2.5922	2.5922
第22期計算期間末（2025年11月20日）	1,562,005,418	1,562,005,418	3.4499	3.4499
2025年 5月末日	1,400,686,018	—	2.6792	—
6月末日	1,448,580,249	—	2.7831	—
7月末日	1,537,853,319	—	3.0461	—
8月末日	1,539,855,451	—	3.1012	—
9月末日	1,687,603,454	—	3.4526	—
10月末日	1,632,050,782	—	3.5441	—
11月末日	1,539,350,721	—	3.4103	—
12月末日	1,503,722,546	—	3.3864	—
2026年 1月末日	1,530,181,705	—	3.5702	—
2月末日	1,423,066,917	—	3.3648	—
3月末日	1,326,169,359	—	3.1702	—
4月末日	1,444,157,910	—	3.4754	—
5月末日	1,423,388,590	—	3.4682	—

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第13期計算期間	2015年11月21日～2016年11月21日	0.0000
第14期計算期間	2016年11月22日～2017年11月20日	0.0000
第15期計算期間	2017年11月21日～2018年11月20日	0.0000
第16期計算期間	2018年11月21日～2019年11月20日	0.0000
第17期計算期間	2019年11月21日～2020年11月20日	0.0000
第18期計算期間	2020年11月21日～2021年11月22日	0.0000
第19期計算期間	2021年11月23日～2022年11月21日	0.0000
第20期計算期間	2022年11月22日～2023年11月20日	0.0000
第21期計算期間	2023年11月21日～2024年11月20日	0.0000
第22期計算期間	2024年11月21日～2025年11月20日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第13期計算期間	2015年11月21日～2016年11月21日	△10.2
第14期計算期間	2016年11月22日～2017年11月20日	40.5
第15期計算期間	2017年11月21日～2018年11月20日	△15.2
第16期計算期間	2018年11月21日～2019年11月20日	4.3
第17期計算期間	2019年11月21日～2020年11月20日	25.7
第18期計算期間	2020年11月21日～2021年11月22日	△3.8
第19期計算期間	2021年11月23日～2022年11月21日	△20.0
第20期計算期間	2022年11月22日～2023年11月20日	△1.3
第21期計算期間	2023年11月21日～2024年11月20日	15.9
第22期計算期間	2024年11月21日～2025年11月20日	33.1
第23期中間計算期間	2025年11月21日～2026年 5月20日	1.4

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第13期計算期間	2015年11月21日～2016年11月21日	83,263,329	179,885,711	1,122,093,198
第14期計算期間	2016年11月22日～2017年11月20日	172,330,524	401,031,208	893,392,514
第15期計算期間	2017年11月21日～2018年11月20日	190,870,638	233,550,411	850,712,741
第16期計算期間	2018年11月21日～2019年11月20日	120,109,174	158,354,838	812,467,077
第17期計算期間	2019年11月21日～2020年11月20日	179,753,191	319,927,230	672,293,038
第18期計算期間	2020年11月21日～2021年11月22日	310,942,356	216,092,671	767,142,723
第19期計算期間	2021年11月23日～2022年11月21日	170,755,004	120,251,498	817,646,229
第20期計算期間	2022年11月22日～2023年11月20日	86,564,901	116,510,264	787,700,866
第21期計算期間	2023年11月21日～2024年11月20日	62,048,675	283,992,728	565,756,813
第22期計算期間	2024年11月21日～2025年11月20日	40,790,220	153,774,500	452,772,533
第23期中間計算期間	2025年11月21日～2026年 5月20日	11,966,574	55,568,221	409,170,886

（注）全て本邦内におけるものです。

(参考情報)

運用実績

2026年5月末日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産総額の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
 *基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額と純資産総額

基準価額	34,682円
純資産総額	14.2億円

分配の推移

決算日	分配金(円)
18期(2021年11月22日)	0
19期(2022年11月21日)	0
20期(2023年11月20日)	0
21期(2024年11月20日)	0
22期(2025年11月20日)	0
設定来累計	12,700

*分配金は1万口当たり・税引前です。
 *直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

資産配分

資産	純資産比(%)
外国株式	92.20
投資証券	4.94
現金・他	2.85
合計	100.00

*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率(%)
1	テンセント・ホールディングス	コミュニケーションサービス	13.06%
2	アリババグループ・ホールディング	一般消費財・サービス	10.16%
3	中国建設銀行	金融	5.18%
4	AMUNDI FUNDS CHINA NEW ENERGY Z3	その他	4.94%
5	ピンアン・インシュアランス	金融	2.88%
6	ジョンジー・イノライト	情報技術	2.69%
7	中国工商銀行	金融	2.66%
8	シェンイー・テクノロジー	情報技術	2.17%
9	ネットイース	コミュニケーションサービス	1.91%
10	シャオミ	情報技術	1.82%

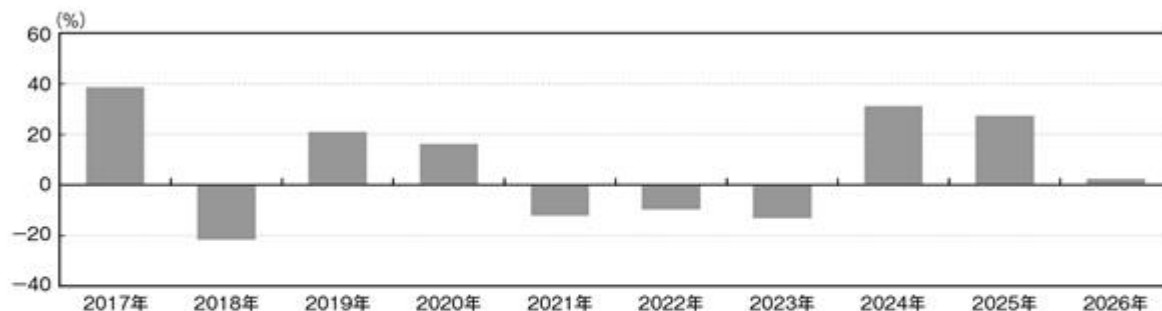
*比率は純資産総額に対する評価額比です。
 *業種はMSCIの業種分類によるものです。
 ※AMUNDI FUNDS CHINA NEW ENERGY Z3は、投資信託証券です。

組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	情報技術	20.5%
2	一般消費財・サービス	18.0%
3	コミュニケーション・サービス	17.3%
4	金融	17.2%
5	資本財・サービス	10.4%
6	ヘルスケア	4.9%
7	生活必需品	1.8%
8	素材	1.8%
9	不動産	1.8%
10	エネルギー	1.1%

*比率は組入株式評価額計に対する評価額比です。
 *業種はMSCIの業種分類によるものです。

年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
 *2026年は年初から5月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ① 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ② ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合わせることで知ることができます。



- ③ 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」※があります。各申込コースの申込単位は販売会社が定めるものとし、また、販売会社によって取扱う申込コースの単位および名称が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については前記のお問合せ先にご照会ください。）にお問合わせください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※ 「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

- ④ 取得申込時には、申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金を再投資する場合および確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の中止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- ① 換金（解約）を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金（解約）ができます。

ただし、香港、上海および深センの各証券取引所のうち、いずれかの証券取引所が休場日の場合には、解約請求の受付は行いません。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに解約請求が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

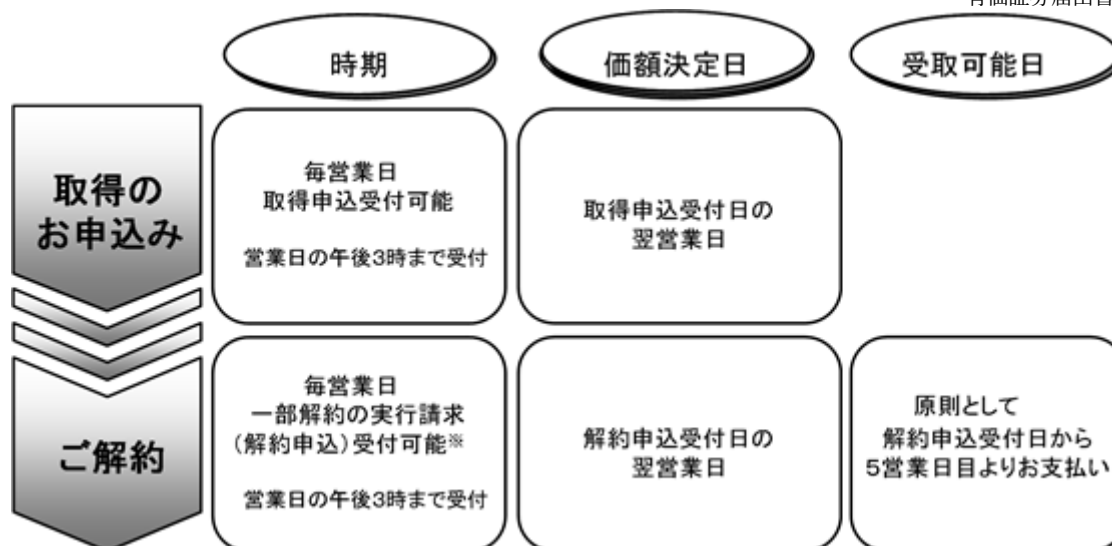
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額を解約価額[※]とします。解約価額は、販売会社または委託会社（前記 1 申込（販売）手続等 ②をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。

なお、解約代金は、受益者の解約請求のお申込みを受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。換金（解約）手数料はありません。

※ 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額×0.2%)

- ③ 受益者が、換金にかかる解約請求のお申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の中止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの解約請求の受付を中止することができます。



※香港、上海および深センの各証券取引所のうち、いずれかの証券取引所が休場日の場合には、解約の申込の受付は行いません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

※ 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。委託会社の照会先は以下のとおりです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。

なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他 ⑤ 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ⑤ 信託の終了」をご覧ください。

（４）【計算期間】

- ① この信託の計算期間は、原則として毎年11月21日から翌年11月20日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

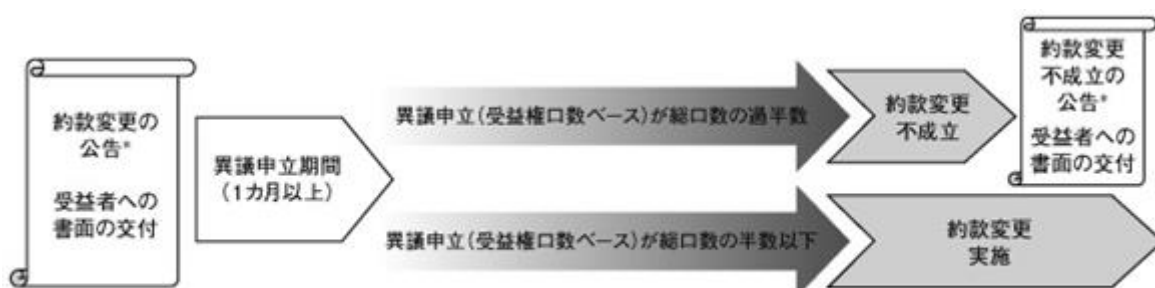
① 償還金

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

② 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は(イ)から(ニ)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ト) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

(イ)販売会社との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(ロ)投資一任契約の解除

投資一任契約の解除の必要が生じた場合は、90日前までに事前通知によって行われます。

④ 運用報告書の作成

委託会社は、毎決算時および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

⑤ 信託の終了

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- B やむを得ない事情が発生したとき
- C 信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が10億口を下回るようになったとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

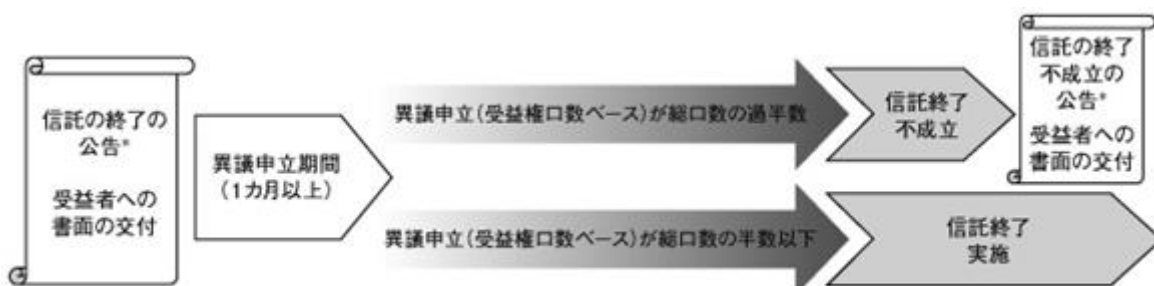
この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<信託の終了の手續>



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき

C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「② 信託約款の変更 （二）」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 前記「② 信託約款の変更 （へ）」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、「分配金受取りコース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(2024年11月21日から2025年11月20日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【アムンディ・中国株ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期計算期間末 (2024年11月20日)	第22期計算期間末 (2025年11月20日)
資産の部		
流動資産		
預金	32,105,702	19,627,698
コール・ローン	36,230,570	34,689,363
株式	1,367,822,488	1,463,162,448
投資証券	47,559,273	62,275,999
未収入金	—	4,605,334
未収配当金	1,724,288	586,401
未収利息	109	332
その他未収収益	1,374	—
流動資産合計	1,485,443,804	1,584,947,575
資産合計	1,485,443,804	1,584,947,575
負債の部		
流動負債		
未払金	—	4,928,505
未払解約金	3,209,597	2,755,914
未払受託者報酬	882,553	851,294
未払委託者報酬	14,120,808	13,620,620
その他未払費用	675,352	785,824
流動負債合計	18,888,310	22,942,157
負債合計	18,888,310	22,942,157
純資産の部		
元本等		
元本	565,756,813	452,772,533
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	900,798,681	1,109,232,885
（分配準備積立金）	240,794,200	440,953,340
元本等合計	1,466,555,494	1,562,005,418
純資産合計	1,466,555,494	1,562,005,418
負債純資産合計	1,485,443,804	1,584,947,575

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期計算期間 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第22期計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取配当金	42,545,181	31,688,277
受取利息	1,218,505	659,205
有価証券売買等損益	196,137,693	440,309,443
為替差損益	45,346,617	4,525,854
その他収益	1,374	67,266
営業収益合計	285,249,370	477,250,045
営業費用		
支払利息	5,364	—
受託者報酬	1,759,417	1,635,419
委託者報酬	28,150,523	26,166,582
その他費用	4,031,836	5,460,193
営業費用合計	33,947,140	33,262,194
営業利益又は営業損失（△）	251,302,230	443,987,851
経常利益又は経常損失（△）	251,302,230	443,987,851
当期純利益又は当期純損失（△）	251,302,230	443,987,851
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	51,736,022	70,209,342
期首剰余金又は期首欠損金（△）	973,564,860	900,798,681
剰余金増加額又は欠損金減少額	77,417,077	80,138,036
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	77,417,077	80,138,036
剰余金減少額又は欠損金増加額	349,749,464	245,482,341
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	349,749,464	245,482,341
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	900,798,681	1,109,232,885

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第21期計算期間末（2024年11月20日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第22期計算期間末（2025年11月20日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第21期計算期間末 (2024年11月20日)	第22期計算期間末 (2025年11月20日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	787,700,866円	565,756,813円
	期中追加設定元本額	62,048,675円	40,790,220円
	期中一部解約元本額	283,992,728円	153,774,500円
2.	計算期間末日における受益権の総数	565,756,813口	452,772,533口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	－円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期計算期間 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日		第22期計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託約款第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の80以内の率を乗じて得た額を支払っております。		1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左	
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は1,108,893,074円（1万口当たり19,600円）ですが、分配を行っておりません。		2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は1,151,187,844円（1万口当たり25,425円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	34,502,365円	A 費用控除後の配当等収益額	28,349,575円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	234,505,431円
C 収益調整金額	868,098,874円	C 収益調整金額	710,234,504円
D 分配準備積立金額	206,291,835円	D 分配準備積立金額	178,098,334円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	1,108,893,074円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	1,151,187,844円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	565,756,813口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	452,772,533口
G 1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	19,600円	G 1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	25,425円
H 1万口当たり分配金額	0円	H 1万口当たり分配金額	0円
I 分配金額（F×H/10,000）	0円	I 分配金額（F×H/10,000）	0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第21期計算期間 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第22期計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	同左 信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	

3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である株式及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
------------------	---	----

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期計算期間末 (2024年11月20日)	第22期計算期間末 (2025年11月20日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	第21期計算期間末 (2024年11月20日)	第22期計算期間末 (2025年11月20日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	207,273,212	317,861,432
投資証券	△1,291,798	21,031,435
合計	205,981,414	338,892,867

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期計算期間 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第22期計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第21期計算期間末 (2024年11月20日)	第22期計算期間末 (2025年11月20日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.5922円 (25,922円)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.4499円 (34,499円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	PDD HOLDINGS INC-ADR	1,704	118.02	201,106.08	
	小計 銘柄数：1	1,704		201,106.08 (31,631,975)	
	組入時価比率：2.0%			2.2%	
香港ドル	PETROCHINA CO LTD-H	148,000	9.03	1,336,440.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	7,500	30.62	229,650.00	
	CMOC GROUP LTD-H	51,000	16.00	816,000.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	16,000	34.52	552,320.00	
	ZIJIN GOLD INTERNATIONAL CO	1,900	140.70	267,330.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL	20,000	9.49	189,800.00	
	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOL	2,400	512.00	1,228,800.00	
	WEICHAJ POWER CO LTD-H	18,000	18.99	341,820.00	
	ZHEJIANG SANHUA INTELLIGENT	10,200	32.28	329,256.00	
	SF HOLDING CO-H	9,200	35.10	322,920.00	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC	1,050	147.50	154,875.00	
	BYD CO LTD-H	8,000	96.05	768,400.00	
	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	11,200	68.30	764,960.00	
	HESAI GROUP	1,400	139.90	195,860.00	
	MINTH GROUP LTD	19,600	33.88	664,048.00	
	BOSIDENG INTL HLDGS LTD	132,000	5.15	679,800.00	
	MIDEA GROUP CO LTD	5,100	86.35	440,385.00	
	GUMING HOLDINGS LTD	7,600	22.82	173,432.00	
	MEITUAN-B	14,860	98.00	1,456,280.00	
	TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LIMITED	19,200	21.34	409,728.00	
	TRIP.COM GROUP LTD	3,350	574.50	1,924,575.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	14,200	63.50	901,700.00	
	NETEASE INC	10,048	215.60	2,166,348.80	
	TENCENT HOLDINGS LTD	18,100	622.50	11,267,250.00	
	TENCENT MUSIC ENT - CLASS A	8,200	72.85	597,370.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	63,000	156.40	9,853,200.00	
	JD.COM INC - CL A	6,240	113.50	708,240.00	
	POP MART INTERNATIONAL GROUP	200	206.60	41,320.00	
	JD HEALTH INTERNATIONAL INC	10,450	67.10	701,195.00	
	BEONE MEDICINES LTD	5,800	215.60	1,250,480.00	
	HANSON PHARMACEUTICAL GROUP	18,000	38.84	699,120.00	
	INNOVENT BIOLOGICS INC	2,500	89.65	224,125.00	

	SINO BIOPHARMACEUTICAL	61,000	6.96	424,560.00	
	WUXI APPTTEC CO LTD-H	2,800	104.70	293,160.00	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	16,000	31.92	510,720.00	
	BANK OF CHINA LTD - H	183,000	4.66	852,780.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORP	468,800	8.13	3,811,344.00	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	17,500	51.60	903,000.00	
	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA	259,310	6.45	1,672,549.50	
	CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	55,500	10.60	588,300.00	
	CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	31,200	18.96	591,552.00	
	CITIC SECURITIES CO LTD	53,500	27.68	1,480,880.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	23,600	32.32	762,752.00	
	PICC PROPERTY & CASUALTY-H	40,000	18.39	735,600.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	34,000	58.20	1,978,800.00	
	GDS HOLDINGS LTD-CL A	12,900	28.34	365,586.00	
	HORIZON ROBOTICS INC	52,800	7.49	395,472.00	
	KINGDEE INTERNATIONAL SOFTWARE GROUP	33,000	14.25	470,250.00	
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	9,000	37.72	339,480.00	
	KINGBOARD LAMINATES HOLDINGS LTD	30,500	11.56	352,580.00	
	LENOVO GROUP LTD	38,000	9.63	365,940.00	
	SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	3,700	65.10	240,870.00	
	XIAOMI CORP-CLASS B	59,200	38.82	2,298,144.00	
	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	7,000	80.45	563,150.00	
	SICC CO LTD	11,700	50.10	586,170.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	19,555	29.32	573,352.60	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	12,800	43.54	557,312.00	
	KE HOLDINGS INC-CL A	5,200	43.56	226,512.00	
小計	銘柄数：58	2,205,863		63,597,843.90 (1,284,040,468)	
	組入時価比率：82.2%			87.8%	
オフショア人民元	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	640	391.10	250,304.00	
	HONGFA TECHNOLOGY CO LTD-A	9,312	29.87	278,149.44	
	HUNAN YUNENG NEW ENERGY BA-A	2,700	77.99	210,573.00	
	JIANGSU HENGLI HYDRAULIC C-A	900	87.50	78,750.00	
	NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	9,704	23.08	223,968.32	
	SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD-A	18,900	20.77	392,553.00	
	CENTRE TESTING INTL GROUP-A	57,410	13.76	789,961.60	
	SERES GROUP CO L-A	2,100	129.93	272,853.00	
	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	200	1,471.01	294,202.00	
	SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	1,000	204.81	204,810.00	

	EAST MONEY INFORMATION CO-A	17,904	24.33	435,604.32	
	BEIJING KINGSOFT OFFICE SO-A	340	318.30	108,222.00	
	LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	10,200	56.75	578,850.00	
	SHENNAN CIRCUITS CO LTD-A	1,890	199.96	377,924.40	
	SUPCON TECHNOLOGY CO LTD-A	2,551	49.07	125,177.57	
	ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD-A	3,460	488.60	1,690,556.00	
	HANGZHOU FIRST APPLIED MAT-A	8,700	14.93	129,891.00	
	MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD-A	1,973	119.40	235,576.20	
小計	銘柄数：18	149,884		6,677,925.85	
				(147,490,005)	
	組入時価比率：9.4%			10.1%	
合 計		2,357,451		1,463,162,448	
				(1,463,162,448)	

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	AMUNDI FUNDS CHINA NEW ENERGY Z	299.782	395,931.08	
		小計銘柄数：1	299.782	395,931.08	
				(62,275,999)	
		組入時価比率：4.0%		100.0%	
合計				62,275,999	
				(62,275,999)	

（有価証券明細表注記）

- 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間計算期間(2025年11月21日から2026年 5月20日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【アムンディ・中国株ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第22期計算期間末 (2025年11月20日)	第23期中間計算期間末 (2026年 5月20日)
資産の部		
流動資産		
預金	19,627,698	7,056,602
コール・ローン	34,689,363	29,794,091
株式	1,463,162,448	1,324,332,536
投資証券	62,275,999	70,497,605
未収入金	4,605,334	12,508,835
未収配当金	586,401	4,546,377
未収利息	332	489
流動資産合計	1,584,947,575	1,448,736,535
資産合計	1,584,947,575	1,448,736,535
負債の部		
流動負債		
未払金	4,928,505	—
未払解約金	2,755,914	3,594,493
未払受託者報酬	851,294	796,902
未払委託者報酬	13,620,620	12,750,346
その他未払費用	785,824	442,010
流動負債合計	22,942,157	17,583,751
負債合計	22,942,157	17,583,751
純資産の部		
元本等		
元本	452,772,533	409,170,886
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,109,232,885	1,021,981,898
（分配準備積立金）	440,953,340	387,824,404
元本等合計	1,562,005,418	1,431,152,784
純資産合計	1,562,005,418	1,431,152,784
負債純資産合計	1,584,947,575	1,448,736,535

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年 5月20日	第23期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年 5月20日
営業収益		
受取配当金	12,689,457	10,128,089
受取利息	410,350	185,068
有価証券売買等損益	160,724,167	9,862,823
為替差損益	△90,326,399	15,486,359
営業収益合計	83,497,575	35,662,339
営業費用		
受託者報酬	784,125	796,902
委託者報酬	12,545,962	12,750,346
その他費用	2,850,804	2,752,947
営業費用合計	16,180,891	16,300,195
営業利益又は営業損失（△）	67,316,684	19,362,144
経常利益又は経常損失（△）	67,316,684	19,362,144
中間純利益又は中間純損失（△）	67,316,684	19,362,144
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	8,691,680	△469,618
期首剰余金又は期首欠損金（△）	900,798,681	1,109,232,885
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,420,956	28,687,988
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,420,956	28,687,988
剰余金減少額又は欠損金増加額	96,394,460	135,770,737
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	96,394,460	135,770,737
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	892,450,181	1,021,981,898

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3.収益及び費用の計上基準	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
4.その他中間財務諸表作成のための重要な事項	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目		第22期計算期間末 (2025年11月20日)	第23期中間計算期間末 (2026年 5月20日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	565,756,813円	452,772,533円
	期中追加設定元本額	40,790,220円	11,966,574円
	期中一部解約元本額	153,774,500円	55,568,221円
2.	中間計算期間末日における受益権の総数	452,772,533口	409,170,886口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年 5月20日	第23期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年 5月20日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託約款第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の80以内の率を乗じて得た額を支払っております。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第22期計算期間末 (2025年11月20日)	第23期中間計算期間末 (2026年 5月20日)
1.中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （2）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （3）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （2）有価証券 同左 （3）デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第22期計算期間末 (2025年11月20日)		第23期中間計算期間末 (2026年 5月20日)
1口当たり純資産額	3.4499円	1口当たり純資産額	3.4977円
(1万口当たり純資産額)	(34,499円)	(1万口当たり純資産額)	(34,977円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年5月末日現在

I 資産総額	1,426,366,634円
II 負債総額	2,978,044円
III 純資産総額（I－II）	1,423,388,590円
IV 発行済口数	410,412,340口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.4682円
（1万口当たり純資産額）	（34,682円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

① 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、アムンディ・アセットマネジメント（パリ）のグローバル・インベストメント・コミッティーの投資方針、以下の各委員会の決定・フィードバックおよび、運用本部所属の各部における運用戦略会議に基づき行われ、リード・ポートフォリオ・マネジャーの責任のもと、定められたプロセスに則りポートフォリオの見直し、個別銘柄の選択および売買に関する指図が行われます。



投資政策委員会

当社が投資一任または投資信託業務において提供する投資戦略を対象に、その投資プロセスやリスク管理等の妥当性、並びに既存の投資戦略において発生する重大な変更に関し、討議、承認を行います。

リスク委員会

運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認、パフォーマンス評価およびフィードバックを行います。

投資運用委員会

1) 当社がファンドないし個別口座を通して提供する戦略の運用実績及び投資環境、2) 当社が運用を再委託したファンドのパフォーマンス状況等、について協議ならびに決定を行います。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産（百万円）
単位型株式投資信託	12	34,788
追加型株式投資信託	101	3,259,174
合 計	113	3,293,961

（2026年5月末日現在）

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 44 期 (2024年 12月 31日)		第 45 期 (2025年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,520,265		9,512,644
前払費用		69,841		93,408
未収入金		27,990		122,530
未収委託者報酬		2,163,372		2,161,177
未収運用受託報酬		1,144,282		1,451,157
未収投資助言報酬		10,412		20,308
未収収益	*1	869,812	*1	770,845
立替金		46,607		50,497
その他		2,290		1,679
流動資産合計		13,854,875		14,184,249
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	407,033	*2	382,318
車両運搬具(純額)	*2	271	*2	192
器具備品(純額)	*2	118,777	*2	99,046
有形固定資産合計		526,083		481,557
無形固定資産				
ソフトウェア		31,324		20,576
のれん		379,024		324,878
無形固定資産合計		410,349		345,454
投資その他の資産				
金銭の信託		1,108,127		396
投資有価証券		2,509		6,083
長期差入保証金		234,153		248,535
前払年金費用		-		16,931
繰延税金資産		262,423		269,865
投資その他の資産合計		1,607,214		541,812
固定資産合計		2,543,647		1,368,824
資産合計		16,398,522		15,553,073

(単位：千円)

	第 44 期 (2024年 12月 31日)	第 45 期 (2025年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	158,562	150,349
未払償還金	686	686
未払手数料	919,674	891,147
その他未払金	397,911	393,367
未払費用	247,760	345,451
未払法人税等	686,360	322,256
未払消費税等	291,355	31,518
賞与引当金	636,328	666,722
役員賞与引当金	113,497	113,864
流動負債合計	3,452,137	2,915,363
固定負債		
退職給付引当金	28,890	1,740
賞与引当金	36,472	34,450
役員賞与引当金	96,257	75,360
資産除去債務	148,631	149,767
固定負債合計	310,252	261,318
負債合計	3,762,390	3,176,682
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	-
資本剰余金合計	1,076,268	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,092	110,092
その他利益剰余金	10,233,274	9,989,288
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	8,633,274	8,389,288
利益剰余金合計	10,343,367	10,099,380
株主資本合計	12,619,635	12,375,649
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,496	742
評価・換算差額等合計	16,496	742
純資産合計	12,636,132	12,376,391
負債純資産合計	16,398,522	15,553,073

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 44 期 (自2024年 1月 1日 至2024年 12月 31日)	第 45 期 (自2025年 1月 1日 至2025年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	10,275,770	10,385,910
運用受託報酬	3,861,458	2,907,447
投資助言報酬	28,476	26,309
その他営業収益	1,901,290	1,964,414
営業収益合計	16,066,995	15,284,081
営業費用		
支払手数料	5,390,360	5,405,062
広告宣伝費	50,650	52,430
調査費	907,754	1,105,619
委託調査費	2,084,794	1,366,153
委託計算費	16,946	16,351
通信費	11,585	10,519
印刷費	53,204	42,150
協会費	19,389	20,864
営業費用合計	8,534,686	8,019,152
一般管理費		
役員報酬	82,497	82,647
給料・手当	2,222,844	2,407,042
賞与	1,281	1,576
役員賞与	23,283	10,738
交際費	10,999	11,871
旅費交通費	62,098	96,215
租税公課	97,107	89,593
不動産賃借料	162,590	163,425
賞与引当金繰入	500,817	628,224
役員賞与引当金繰入	64,957	70,352
退職給付費用	111,360	113,114
固定資産減価償却費	75,904	65,370
のれん償却	54,146	54,146
福利厚生費	311,861	340,349
諸経費	357,236	491,681
一般管理費合計	4,138,987	4,626,350
営業利益	3,393,321	2,638,577
営業外収益		
有価証券売却益	-	41,202
賞与引当金戻入額	-	1,333
退職給付引当金戻入額	16,854	-
受取利息	9	94
為替差益	42,124	29,966
雑収入	836	4,987
営業外収益合計	59,824	77,584
営業外費用		
有価証券売却損	73,011	-
雑損失	1,722	0
営業外費用合計	74,734	0
経常利益	3,378,411	2,716,161
税引前当期純利益	3,378,411	2,716,161
法人税、住民税及び事業税	1,011,514	760,651
法人税等調整額	2,123	△503
法人税等合計	1,013,638	760,148
当期純利益	2,364,773	1,956,013

（３）【株主資本等変動計算書】

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862
当期変動額					
剰余金の配当			△1,500,000	△1,500,000	△1,500,000
当期純利益			2,364,773	2,364,773	2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			864,773	864,773	864,773
当期末残高	110,092	1,600,000	8,633,274	10,343,367	12,619,635

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△50	△50	11,754,811
当期変動額			
剰余金の配当			△1,500,000
当期純利益			2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16,547	16,547	16,547
当期変動額合計	16,547	16,547	881,320
当期末残高	16,496	16,496	12,636,132

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	8,633,274	10,343,367	12,619,635
当期変動額					
剰余金の配当			△2,200,000	△2,200,000	△2,200,000
当期純利益			1,956,013	1,956,013	1,956,013
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			△243,986	△243,986	△243,986
当期末残高	110,092	1,600,000	8,389,288	10,099,380	12,375,649

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	16,496	16,496	12,636,132
当期変動額			
剰余金の配当			△2,200,000
当期純利益			1,956,013
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△15,754	△15,754	△15,754
当期変動額合計	△15,754	△15,754	△259,740
当期末残高	742	742	12,376,391

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
車両運搬具	4年
器具備品	2年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役員と従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他営業収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

第44期（2024年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 624,335 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 80,754 千円
車両運搬具 46 千円
器具備品 135,223 千円

第45期（2025年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 433,470 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 111,851 千円
車両運搬具 125 千円
器具備品 132,724 千円

（損益計算書関係）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月31日 定時株主総会	普通株式	1,200,000	利益剰余金	500円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月31日 定時株主総会	普通株式	1,200,000	500円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日
2025年9月26日 取締役会	普通株式	1,000,000	416円66銭	2025年6月30日	2025年9月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年3月23日 定時株主総会	普通株式	1,900,000	利益剰余金	791円67銭	2025年12月31日	2026年3月23日

(リース取引関係)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第44期 (2024年12月31日)	第45期 (2025年12月31日)
1年内	198,333 千円	214,301 千円
1年超	115,694 千円	621,127 千円
合計	314,028 千円	835,429 千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料、未払費用、その他未払金及び未払法人税等は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規程」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第44期（2024年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	1,108,127	1,108,127	-
長期差入保証金	234,153	223,047	△11,106
資産計	1,342,281	1,331,174	△11,106

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

- 現金・預金
- 未収委託者報酬
- 未収運用受託報酬
- 未収収益
- 未払手数料
- 未払費用
- その他未払金
- 未払法人税等

第45期（2025年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	248,535	162,470	△86,064
資産計	248,535	162,470	△86,064

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収運用受託報酬
未払手数料
未払費用
その他未払金
未払法人税等

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第44期（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	1,108,127	-	1,108,127
資産計	-	1,108,127	-	1,108,127

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

第45期（2025年12月31日）

該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第44期（2024年12月31日）

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	-	223,047	-	223,047
資産計	-	223,047	-	223,047

第45期（2025年12月31日）

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	-	162,470	-	162,470
資産計	-	162,470	-	162,470

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

第45期(2025年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

第45期(2025年12月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第44期(2024年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,086,860	1,110,637	23,777
	小計	1,086,860	1,110,637	23,777
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,086,860	1,110,637	23,777

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第45期(2025年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	5,396	6,480	1,083
	小計	5,396	6,480	1,083
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		5,396	6,480	1,083

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	377,537	36,537	109,507
投資信託	1,058	-	41

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	1,099,500	15,241	205
投資信託	126,166	26,166	-

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、役員と従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	第45期 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	82,040	28,890
退職給付費用	73,760	74,074
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	△126,910	△118,157
退職給付引当金の期末残高	28,890	△15,191

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	第44期 (2024年12月31日)	第45期 (2025年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	912,117	989,221
年金資産	884,966	1,006,153
	27,150	△16,931
非積立型制度の退職給付債務	1,740	1,740
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,890	△15,191
退職給付に係る負債	28,890	1,740
退職給付に係る資産	-	△16,931
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,890	△15,191

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 73,760千円 当事業年度 74,074千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度37,600千円、当事業年度39,040千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第44期 (2024年12月31日)	第45期 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
前受収益償却額	11,635 千円	4,286 千円
未払費用否認額	65,489 千円	78,620 千円
繰延資産償却額	4,457 千円	4,632 千円
未払事業税	37,854 千円	23,009 千円
賞与引当金等	206,011 千円	215,009 千円
退職給付引当金	203 千円	548 千円
減価償却資産	78 千円	30 千円
資産除去債務	45,511 千円	47,206 千円
未払事業所税	2,659 千円	2,622 千円
繰延税金資産小計	373,901 千円	375,967 千円
評価性引当額	△62,793 千円	△63,277 千円
繰延税金資産合計	311,108 千円	312,690 千円
繰延税金負債		
資産除去債務	△ 38,491 千円	△ 37,145 千円
その他有価証券評価差額金	△ 7,280 千円	△ 341 千円
その他	△ 2,912 千円	△ 5,336 千円
繰延税金負債合計	△ 48,684 千円	△ 42,824 千円
繰延税金資産の純額	262,423 千円	269,865 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第44期 (2024年12月31日)	第45期 (2025年12月31日)
法定実効税率	法定実行税率と税効果	30.62%
（調整）	会計適用後の法人税等	
交際費等永久に損金に算入されない項目	の負担率との間の差異	2.02%
評価性引当金額	が法定実行税率の100分	0.02%
過年度法人税等	の5以下であるため注記	△0.96%
住民税均等割等	を省略しております。	0.08%
租税特別措置法上の税額控除		△2.01%
その他		△1.79%
税効果会計適用後の法人税などの負担率		27.99%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	第45期 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
期首残高	147,505 千円	148,631 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,126 千円	1,135 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	- 千円
期末残高	148,631 千円	149,767 千円

（収益認識関係）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	10,275,770	-	10,275,770
運用受託報酬	2,853,205	1,008,252	3,861,458
投資助言報酬	28,476	-	28,476
その他営業収益	1,901,290	-	1,901,290
合計	15,058,742	1,008,252	16,066,995

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	10,385,910	-	10,385,910
運用受託報酬	2,602,830	304,616	2,907,447
投資助言報酬	26,309	-	26,309
その他営業収益	1,964,414	-	1,964,414
合計	14,979,464	304,616	15,284,081

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）及び第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	フランス	その他	合計
12,151,597	2,334,334	1,462,391	118,672	16,066,995

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルク	フランス	その他	合計
11,539,687	2,105,474	1,522,890	116,028	15,284,081

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランスパリ市	1,143,615(千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等役員の兼任	運用受託報酬 *1	276,507	未収運用受託報酬	76,260
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	921,489	未収収益	624,335

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

 *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー	ルクセンブルク	17,785(千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	1,528,422	未収運用受託報酬	422,608
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	803,762	未収収益	177,404

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

 *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランスパリ市	1,143,615（千ユーロ）	投資顧問業	（被所有）直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等役員の兼任	運用受託報酬 *1	265,955	未収運用受託報酬	358,981
							情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	902,203	未収収益	433,470

（注）

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー	ルクセンブルク	17,785（千ユーロ）	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	1,269,208	未収運用受託報酬	403,663
							情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	839,487	未収収益	243,922

（注）

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

- アムンディ・アセットマネジメント（非上場）
- アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）
- クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

（1株当たり情報）

	第44期 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	第45期 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
1株当たり純資産額	5,265.05 円	5,156.82 円
1株当たり当期純利益金額	985.32 円	815.00 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	第45期 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
当期純利益（千円）	2,364,773	1,956,013
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,364,773	1,956,013
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】**１【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資 本 金 の 額 (2025年3月末日現在)	事 業 の 内 容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (2025年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社但馬銀行	5,481百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868百万円	
株式会社東日本銀行 [※]	38,300百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社みなと銀行	39,984百万円	
株式会社山形銀行	12,008百万円	
SMBC日興証券株式会社 [※]	135,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社 [※]	5,000百万円	
広田証券株式会社	600百万円	
野村證券株式会社 [※]	10,000百万円	

※ 株式会社東日本銀行、SMBC日興証券株式会社、岡三証券株式会社および野村證券株式会社は、ファンドの新規の販売は行いません。一部解約請求の受付ならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払等のみ行います。

(3) 投資顧問会社

名 称	資 本 金 の 額 (2024年12月末日現在)	事 業 の 内 容
アムンディ・ホンコン・リミテッド	3,170万米ドル	香港において、投資顧問業務およびその業務に付帯する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（2025年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱および販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社に対し、ファンド資産の運用にかかる投資一任業務を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
 - (2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
 - (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
 - (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
 - (5)請求目論見書の巻末に当ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
 - (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
 - (7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月6日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・中国株ファンドの2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・中国株ファンドの2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月7日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・中国株ファンドの2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・中国株ファンドの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。